

## 議第260号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについて 討論

福島かずえです。私は、日本共産党県会議員団を代表して、ただいま提案された議第260号議案、監査委員の選任につき同意を求めることについて、反対討論いたします。

私たちは、今回提案された議員の監査委員としての資質について、異議があるわけではありません。また、2年前にも述べましたが、議会選出の監査委員の役割を否定しているわけでもありません。

前日も述べた通り、四人の監査委員のうち二人を議会選出としていることについて、議会内での十分な検証がないまま、慣例として繰り返されていることへの異議があります。

この間、私たちは議会選出の監査委員は一名でよいと主張してきました。それは、平成八年十二月にまとめられた「議会改革検討委員会報告書」で、多数意見として「(議会選出)監査委員は二名から一名への改善が」提起されたことにもとづいています。

今年、改正された地方自治法の大きな特徴のひとつが監査制度の充実・強化です。監査基準の策定、勧告制度や監査専門委員の創設に加えて、自治体の裁量で議選監査委員の定数をゼロから二人まで選べるようになりました。

これは、昨年2月に出された地方制度調査会第31次答申で「議会は議会としての監視機能に特化していくという考え方」が示されたことや平成25年3月にまとめられた総務省「地方公共団体の監査制度に関する研究会報告書」での「議員は地方公共団体の内部にある者であることや短期に交替している例が多いことから、専門性及び独立性が不十分」「議員は議会審議の場で執行機関のチェック機能を果たしていくことに集中」すべきという指摘などを踏まえて、「監査はより専門性の高い主体が担う」という方向への改正です。

こうした法の改正を受け止め、監査委員制度のあり方を当議会としても、抜本的に議論すべきでした。9月28日に行われた各会派代表者会議では、議長から「現行どおり議選監査委員は2名」という提案がありました。遠藤いく子団長は「抜本的な議論を議会内で正式に行うべき」と主張してきました。しかし、残念ながら、抜本的な議論やその約束もなく「現行どおり」での議案となりました。

政務活動費のつかいかたをめぐり監査委員経験者の議長が相次いで監査請求され、議長を途中で辞任する事態を受けて進めてきた議会改革も、つい先日、地元新聞に「改革停滞？」と報じられる状況を直視すべきです。

とどまることなく、県民の信頼を取り戻すための議会改革を進めていくべきであり、議会選出監査委員のあり方も抜本的に議論し、改革していくべきです。そうしたこともせず、慣例にしたがって監査委員を選任することに異議があり、同意できません。

以上、同意できない理由を申し述べて、反対討論といたします。